**メンテナンスサポート契約・あんしんパック付帯**

**MVR主軸衝突補償保険**

**補償内容ご案内 兼 加入意向確認書**

《補償内容》…黄色の枠を埋めてください。同時に複数台お申し込みの場合記入下さい→（ ／　枚）

|  |  |
| --- | --- |
| 保険種類  | 機械保険（総括契約）  |
| 契約者  | ニデックマシンツール株式会社  |
| 被保険者 貴社名・代表者名※2枚目以降不要 |  |
| 保険責任期間  | メンテナンスサポート契約・あんしんパック契約開始日から１年間 |
| 対象機器 | 機種 | MVR（　　　 　　） | 機械番号 |  |
| 保険の対象 ※〇を記入下さい | 主軸 | ライトアングルヘッド | エクステンションヘッド | ユニバーサルヘッド |
| ◎ | （　　　） | （　　　） | （　　　） |
| 免責金額  | 0　円  |
| 保険金額 および　年間保険料 | 主軸とアタッチメントの組み合わせにより①~④の合計金額となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険の対象 | 保険金額（千円） | 保険料（円） |
| ① | 主軸（必須） | 8,000 | 120,000 |
| ② | ライトアングルヘッド | 4,000 | 60,000 |
| ③ | エクステンションヘッド | 4,000 | 60,000 |
| ④ | ユニバーサルヘッド | 80,000 | 120,000 |

 |
| 主な補償内容  | 不測かつ突発的な操作・設定ミスによる主軸部分の偶然な破損 |
| 主な付帯特約  | ・特定危険のみ担保特約条項・保険金支払回数の制限に関する特約条項・臨時費用保険金不担保特約条項・機械保険総括契約特約条項(精算) 等 |
| 備 考  | 保険責任期間中の事故による損害に対し1回のみの補償となります。メンテナンスサポート契約開始日が保険責任期間の開始日になります。 （メンテナンスサポート契約開始予定日：　　　　年　　月　　日頃） |

 詳しい補償内容については機械保険約款およびご契約のしおりに記載しております。

《加入意向確認欄》―――――――――――――――――――――――――――――

東京海上日動火災保険株式会社 宛

上記事項及び重要事項説明書により補償内容が意向に沿ったものであること、また本保険制度の加入条件を満たしていること（メンテナンスサポート契約・あんしんパックを契約していること）を確認のうえMVR主軸衝突補償保険（機械保険総括契約）への加入を依頼します。また裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

加入依頼日 　年 　月 　 日

**加入依頼者** 住所（書類送付先）・社名・部署・氏名・印 (ご加入時の確認事項 確認印兼用）

※同時に複数台お申し込みの場合1枚目のみ記名・ご捺印ください。裏面もご確認ください。

〒

申込

印

以下の★が付された事項はご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

<★お客様ご記入欄>

|  |
| --- |
| 1.過去3年以内に同種の保険契約等の保険金(10万円以上)を請求または受領したことがありますか？　はい　□　　いいえ□2.他の同種の保険契約等がありますか？　　　　はい　□　　いいえ□3.過去において同種の保険契約等の拒絶をされたことがありますか？　はい　□　　いいえ□ |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

個人情報の取扱いに関するご案内

　保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)　をご参照ください。